

特定非営利活動法人住み良いまちづくり研究所  
会員規定

**第1条（目的）**

この規定は、特定非営利活動法人住み良いまちづくり研究所（以下「本会」という。）定款第3章に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条（入会）**

本会の会員になろうとするものは、所定の会員入会申込書を提出しなくてはならない。

2. 本会への入会の可否は、次に掲げる基準に決定する。
  - （1）本会の目的に賛同し、定款の規定に該当するものであること。
  - （2）反社会的勢力に属するものでないこと。
3. 所定の会員登録連絡書により、入会申込者に通知しなければならない。
4. 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

**第3条（会員種別）**

本会の会員は、下記の通りとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人、及び、団体  
本会の目的に賛同し定款の規定により正会員として入会を希望する者は、定時総会において社員としての資格となり、議決権を有するものとする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業等に賛助し活動するため入会する個人及び団体。ただし、議決権を有しない。

**第4条（会費）**

入会者は、入会時すみやかに会費を支払わなければならない。

会費の納入を以って入会したこととする。

1. 会費

年会費は以下とする。

- （1）正会員 1,000 円/口
- （2）法人・団体正会員 3,000 円/口
- （3）個人賛助会員 10,000 円/口
- （4）法人・団体賛助会員 30,000 円/口

会費については、年度初めに納付する。  
なお、退会する場合の会費の返還は行なわない。

#### **第5条（登録変更及び退会）**

会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の会員登録変更届を提出しなければならない。また、本会を退会するものは、所定の会員退会届を提出しなければならない。また、12ヶ月以上未納の場合は、通知のうえ返答のなき者は退会扱いとする。

#### **第6条（変更）**

この規定は、会員総会の決議によって変更することができる。

#### **附則**

この規程は令和6年 5月12日より施行する。